

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類  
(株式交換に係る事前開示書面)

2026 年 4 月 23 日

THE WHY HOW DO COMPANY株式会社

2026年4月23日

## 株式交換に係る事前開示事項

東京都新宿区愛住町2番地  
THE WHY HOW DO COMPANY株式会社  
代表取締役 亀田信吾



THE WHY HOW DO COMPANY株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社コーウェル（以下「コーウェル」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

##### (1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

本株式交換においては、当社を除く2026年5月15日におけるコーウェルの株主に対して、その保有するコーウェルの普通株式1株につき、以下の方法により算出される本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）を乗じて得られる数の当社の普通株式を割当交付します。なお、コーウェルは、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを予定しております。

本株式交換比率=103,305.785円/基準時における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価の終値の平均（※）

（※）「基準時」とは、2026年5月8日午後3時30分時点をいい、「終値」とは、東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値をいいます。

当社は、本株式交換比率の公平性・妥当性を確保するため、当社及びコーウェルから独立した第三者算定機関としてレゾンパートナーズFAS合同会社を選定し、コーウェルの株式価値の算定を依頼しました。算定機関から提出を受けたコーウェルの株式価値の算定結果等を踏まえて、上場会社である当社の株式価値は市場株価法にて、非上場会社であるコーウェルの株式価値はDCF法を採用し、コーウェルの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しており、上記の本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての内容は相当と判断しております。

(2) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額としており、かかる取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、コーウェルの株主との間で 2026 年 4 月 16 日付経営統合に関する契約書を締結し、2026 年 4 月 28 日又は当事者間で別途合意する日に、コーウェル株主から当社に対して、コーウェルの株式の一部を譲り渡し、当社は、コーウェル株主からこれを譲り受けることにいたしました。また、当社は、第三者割当による第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 17 回乃至第 19 回新株予約権及び第 2 回無担保普通社債の発行並びに新株予約権の譲渡をいたしました。別紙 3 乃至別紙 5 をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項に規定する株式交換について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べる事ができる債権者はありません。

以上

別紙1  
株式交換契約の内容  
(次頁以下に添付)

# 株式交換契約書

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社コーウェル（以下「乙」という。）は、2026年4月16日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

## 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

### (1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社

登記上の本店所在地：東京都新宿区愛住町22番地

### (2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社コーウェル

登記上の本店所在地：東京都豊島区北大塚二丁目20番4号

## 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 甲は、本株式交換に際して、2026年5月15日における乙の株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙株式（合計484株）に代わる金銭等として、以下の算定式により算出される甲の普通株式（以下「本甲株式」という。）を交付する（但し、交付される甲株式数に100株未満の端数が生じた場合には、その端数に代えて、その端数に基準時における甲株式の直近1ヶ月間の株価の終値の平均株価を乗じた金額を甲乙間で別途締結する株式譲渡契約に定められた譲渡価額に付加する。）。

交付される甲株式の数＝

5000万円／基準時における甲株式の直近1ヶ月間の株価の終値の平均

上記において、「基準時」とは、2026年5月8日午後3時30分時点をいい、「終値」とは、東京証券取引所スタンダード市場における甲の普通株式の終値をいう。

2. 甲は、本株式交換に際して、2026年5月15日における乙の株主に対して、その保有する乙の株式数484株に対し、本甲株式の全部を割り当てる。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年5月15日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株式交換契約の承認株主総会）

3. 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
4. 乙は、会社法第784条第1項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

#### 第7条（剰余金の配当）

乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

#### 第8条（会社の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運営を行う。乙は、組織再編、株式譲渡、重要な資産の処分、担保設定、人事権の行使、懲戒、昇給・減給その他財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲に書面で通知の上、その承諾を得た上で行うものとする。

#### 第9条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに実施する乙の取締役決定により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却するものとする。

#### 第 10 条（本契約の変更及び解除等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、本契約を解除することができる。

#### 第 11 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、本効力発生日の前日までに本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- (3) 第 10 条の規定に従い本契約が解除された場合
- (4) 本株式交換について必要な監督官庁の承認が得られなかった場合
- (5) 2026 年 6 月 30 日までの間に本株式交換が実行されない場合

#### 第 12 条（準拠法）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

#### 第 13 条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲及び乙の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 14 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合、又は変更の必要が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、必要な措置を決定するものとする。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 4 月 16 日

甲 東京都新宿区愛住町 22 番地  
THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社  
代表取締役 亀田 信吾

乙 東京都豊島区北大塚二丁目 20 番 4 号  
株式会社コーウェル  
代表取締役 宮本 健治

別紙2

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以下に添付)

# 決算報告書

(第17期)

自:令和 7年 2月 1日

至:令和 8年 1月 31日

株式会社コーウェル

貸借対照表

令和8年1月31日 現在

株式会社コーウェル

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	977,896,732	<b>【流動負債】</b>	515,223,080
現 金 及 び 預 金	316,318,864	買 掛 金	191,240,892
売 掛 金	284,396,679	短 期 借 入 金	80,000,000
商 品	321,433,127	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	111,221,000
前 渡 金	5,707,510	リ ー ス 債 務	2,872,942
前 払 費 用	10,047,501	未 払 金	36,128,706
立 替 金	14,086,501	未 払 費 用	16,042,242
短 期 貸 付 金	1,750,000	未 払 法 人 税 等	296,800
金 利 ス ワ ッ プ 資 産	2,058,394	未 払 消 費 税 等	25,826,500
未 収 還 付 法 人 税 等	14,395,900	前 受 金	12,878,394
繰 延 税 金 資 産	8,425,753	預 り 金	41,656
貸 倒 引 当 金	△723,497	従 業 員 預 り 金	3,870,515
<b>【固定資産】</b>	140,052,672	賞 与 引 当 金	34,803,433
<b>【有形固定資産】</b>	17,102,655	<b>【固定負債】</b>	526,700,984
建 物	4,010,624	長 期 借 入 金	514,806,000
附 属 設 備	2,397,360	長 期 未 払 金	7,493,817
車 両 運 搬 具	3,642,941	リ ー ス 債 務	1,425,452
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,936,288	資 産 除 去 債 務	2,975,715
リ ー ス 資 産	3,115,442	負 債 の 部 合 計	1,041,924,064
<b>【無形固定資産】</b>	41,354,502	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソ フ ト ウ ェ ア	7,533,222	<b>【株主資本】</b>	69,510,838
の れ ん	32,592,000	資 本 金	78,890,000
商 標 権	1,229,280	資 本 剰 余 金	10,000,000
<b>【投資その他の資産】</b>	81,595,515	資 本 準 備 金	10,000,000
投 資 有 価 証 券	12,748,393	利 益 剰 余 金	36,720,838
関 係 会 社 株 式	24,194,580	そ の 他 利 益 剰 余 金	36,720,838
出 資 金	140,000	繰 越 利 益 剰 余 金	36,720,838
破 産 更 生 債 権 等	867,429	自 己 株 式	△56,100,000
長 期 前 払 費 用	8,117,106	<b>【評価・換算差額等】</b>	7,847,094
敷 金 及 び 保 証 金	7,492,449	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,243,913
預 託 金	18,130	繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	6,603,181
保 険 積 立 金	20,395,501		
金 利 ス ワ ッ プ 資 産	7,374,721		
繰 延 税 金 資 産	722,785		
貸 倒 引 当 金	△475,579		
<b>【繰延資産】</b>	1,332,592	純 資 産 の 部 合 計	77,357,932
開 発 費	1,332,592	資 産 の 部 合 計	1,119,281,996
資 産 の 部 合 計	1,119,281,996	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,119,281,996

# 損 益 計 算 書

自 令和7年 2月 1日  
至 令和8年 1月31日

株式会社コーウェル

(単位:円)

科 目	金 額
<b>【売上高】</b>	
売 上 高 合 計	1,924,254,485
<b>【売上原価】</b>	
期 首 商 品 棚 卸 高	327,310,650
当 期 商 品 仕 入 高	975,929,437
合 計	1,303,240,087
期 末 商 品 棚 卸 高	321,433,127
売 上 原 価	981,806,960
売 上 総 利 益 金 額	942,447,525
<b>【販売費及び一般管理費】</b>	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	682,307,096
営 業 利 益 金 額	260,140,429
<b>【営業外収益】</b>	
受 取 利 息	1,823,022
受 取 配 当 金	3,200
為 替 差 益	8,677,953
雑 収 入	2,113,809
営 業 外 収 益 合 計	12,617,984
<b>【営業外費用】</b>	
支 払 利 息	18,916,098
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,375
貸 倒 損 失	206,706,605
雑 損 失	499,404
営 業 外 費 用 合 計	226,126,482
経 常 利 益 金 額	46,631,931
<b>【特別損失】</b>	
固 定 資 産 除 却 損	2,378,503
株 式 消 滅 損	40,000,000
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	75,000
商 品 廃 棄 損	1,209,854
特 別 損 失 合 計	43,663,357
<b>【当期純損益】</b>	
税 引 前 当 期 純 損 益 金 額	2,968,574
法 人 税 等	24,993,109
法 人 税 等 調 整 額	1,084,229
当 期 純 損 失 金 額	△23,108,764

## 販売費及び一般管理費内訳書

自 令和7年 2月 1日  
至 令和8年 1月31日

株式会社コーウェル

(単位:円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	99,350,000
給 料 手 当	157,641,638
法 定 福 利 費	36,091,219
福 利 厚 生 費	5,953,594
外 注 費	8,574,302
荷 造 運 賃	80,179,346
接 待 交 際 費	34,114,794
会 議 費	3,954,697
旅 費 交 通 費	30,115,642
通 信 費	9,647,670
販 売 手 数 料	660,750
販 売 促 進 費	5,369,656
消 耗 品 費	4,048,102
事 務 用 消 耗 品 費	636,640
修 繕 費	3,204,975
採 用 教 育 費	359,178
水 道 光 熱 費	1,671,491
諸 会 費	1,070,627
支 払 手 数 料	19,404,847
地 代 家 賃	10,756,200
賃 借 料	2,892,096
リ ー ス 料	3,440,000
保 険 料	5,048,171
租 税 公 課	2,455,040
支 払 報 酬 料	9,029,564
寄 付 金	10,000
研 究 開 発 費	2,565,000
減 価 償 却 費	27,357,260
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	723,497
利 息 費 用	4,753
広 告 宣 伝 費	1,181,035
レ ン タ ル 解 約 損 失	3,618,658
雑 費	1,000
支 払 管 理 料	58,975,654
賞 与 引 当 金 繰 入 額	52,200,000
販売費及び一般管理費合計	682,307,096

## 株主資本等変動計算書

自 令和7年 2月 1日  
至 令和8年 1月31日

株式会社コーウェル

(単位:円)

### 【株主資本】

資 本 金	当期首残高		78,890,000
	当期末残高		78,890,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金	当期首残高		10,000,000
	当期末残高		10,000,000
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高		10,000,000
	当期末残高		10,000,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		59,829,602
	当期変動額	当期純損失金額	△ 23,108,764
	当期末残高		36,720,838
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		59,829,602
	当期変動額		△ 23,108,764
	当期末残高		36,720,838
自 己 株 式	当期首残高		△ 6,100,000
	当期変動額		△ 50,000,000
	当期末残高		△ 56,100,000
株 主 資 本 合 計	当期首残高		142,619,602
	当期変動額		△ 73,108,764
	当期末残高		69,510,838
<b>【評価・換算差額等】</b>			
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	当期首残高		617,706
	当期変動額		626,207
	当期末残高		1,243,913
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	当期首残高		0
	当期変動額		6,603,181
	当期末残高		6,603,181
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		143,237,308
	当期変動額		△ 65,879,376
	当期末残高		77,357,932

別紙3

第12回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ

(次頁以下に添付)

2026年4月6日

各位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社  
代表取締役社長 亀田 信吾  
(コード番号：3823 東証スタンダード)  
問合せ先：管理本部総務部長 副島 博  
電話番号：(03) 4405-5460

### 第12回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年4月28日に発行した第12回新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2022年3月31日公表の「第三者割当により発行される新株式及び行使価額修正条項付第12回新株予約権の募集に関するお知らせ」のとおり、第12回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行いたしました。

そのような中、当社の株価が本新株予約権の行使価額である100円を下回る状況が続いているため、割当先である寺尾文孝氏より、株式会社ロビージャパン（以下、「ロビージャパン」といいます。）に対して、寺尾氏が保有する本新株予約権を譲渡する意向が表明されました。そのため、寺尾氏からロビージャパンに本新株予約権を譲渡することについて当社に承認依頼がありました。

ロビージャパンの権利行使に際して必要な払込原資に関しては、自己資金により調達すると聞いております。財産については、ロビージャパンから預金通帳の写しを受領して確認し、2026年3月27日時点の財産確認として問題ないと判断しました。また、ロビージャパンからは、反社会的勢力等との関与がない旨の誓約書を受領しておりますが、さらに慎重を期すため、コンプライアンスチェックを専門とする第三者情報機関である日本信用情報サービス株式会社（神奈川県横浜市中区山下町2番地、代表取締役：小塚直志）の保有するデータベースとの照合等による譲渡先の調査を行い、反社会的勢力等の関与事実は認められないことを確認いたしました。

なお、ロビージャパンからは、基本的に純投資とのことであり、新株予約権の行使により取得する株式の一部を売却することにより行使資金に充て当社の資産を充実させる可能性がある旨を確認しています。あわせて、ロビージャパンにおいては、当社の事業の進捗状況等を鑑み新株予約権の行使を進めることを検討し、取得した当社株式の売却については可能な限り市場動向に配慮しながらおこなう旨を確認しております。当社としては、譲渡先に本新株予約権が譲渡されることで、早期かつ確実に新株予約権が行使され、資金調達の蓋然性が高まり、資本充実の原則が満たされると考えており、本新株予約権の譲渡に賛同し、その承認に至ったものであります。

##### 2. 新株予約権の譲渡内容

(1) 譲渡先 株式会社ロビージャパン

- (2) 譲渡承認日 2026年4月6日
- (3) 譲渡日 2026年4月6日(予定)
- (4) 譲渡個数 株式会社ロビージャパン 37,000個(新株予約権1個につき100株)
- (5) 譲渡価格 11,026,000円(新株予約権1個につき298円)

※ 本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありません。

また、当社と本新株予約権の譲渡先は、本新株予約権につき下記の内容を含む第12回新株予約権買取契約に係る権利義務承継合意書を締結します。

- ア. 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第12回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第12回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第12回新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わせないこと。
- イ. 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第12回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第12回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第12回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ. 割当予定先は、第12回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

### 3. 譲渡先の概要

#### ①株式会社ロビージャパン

(1) 名 称	株式会社ロビージャパン			
(2) 本店所在地	東京都港区西新橋3丁目11番7号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 米津 等史			
(4) 事業内容	経営に関するコンサルティング、政治・経済の調査・研究の受託等			
(6) 資本金の額	12百万円			
(7) 設立年月日	2000年12月14日			
(8) 発行済株式数	普通株式240株			
(9) 大株主及び持株比率	米津 等史(100%)			
(10) 上場会社と当該会社との関係				
資本関係	2025年7月14日付で、当社の第15回新株予約権30,000個を譲り受けております。			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	該当事項はありません。			
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			
(11) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:百万円)			
	決算期	2023年10月期	2024年10月期	2025年10月期
純 資 産		148	77	127
総 資 産		379	270	301
1株当たり純資産(千円)		617	324	529
売 上 高		538	83	71
経 常 利 益		332	△69	△71

	当 期 純 利 益	246	△70	49
	1 株当たり当期純利益(千円)	1,027	△292	205
	1 株当たり配当金(千円)	-	-	-

#### 4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第 12 回新株予約権の概要

- |                              |                                      |
|------------------------------|--------------------------------------|
| ① 新株予約権の発行日                  | 2022 年 4 月 28 日                      |
| ② 発行した新株予約権の総数               | 67,800 個 (新株予約権 1 個当たり 100 株)        |
| ③ 発行した新株予約権の目的たる<br>株式の種類及び数 | 普通株式 67,800,000 株                    |
| ④ 発行価額                       | 総額 20,204,400 円 (新株予約権 1 個当たり 298 円) |
| ⑤ 行使価額                       | 1 株当たり 162 円 (当初行使価額)                |
| ⑥ 権利行使期間                     | 2022 年 4 月 28 日から 2027 年 4 月 27 日    |

以上

別紙4

第三者割り当てによる第16回新株予約権（行使価額修正条項付）、第17回乃至第19回新株予約権  
の発行に係る払込完了に関するお知らせ

(次頁以下に添付)

各 位

上 場 会 社 名	THE WHY HOW DO COMPANY 株式 会社	
代 表 者	代表取締役社長	亀田 信吾 (コード3823 東証スタンダード)
問合せ先責任者	取締役副社長	橋本 直樹
電 話 番 号	(03) 4405-5460	

**第三者割当による第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 17 回乃至第 19 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026年3月27日付の取締役会決議において決議した、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といいます。)、及びBEMAP Master Fund Ltd. (以下「BEMAP」といいます。)を割当先とする第三者割当による第 16 回新株予約権、株式会社機山（以下「機山」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 17 回乃至第 19 回新株予約権（以下、第 16 回乃至第 19 回新株予約権を個別に又は総称して、「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度 2026 年 4 月 13 日に発行価額の総額の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年3月27日公表の「第三者割当による第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）、第 17 回乃至第 19 回新株予約権及び第 2 回無担保普通社債の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

第三者割当による本新株予約権の発行の概要

<第 16 回新株予約権>

1.	割当日	2026年4月13日
2.	発行新株予約権数	210,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
3.	発行価額	756,000 円（新株予約権 1 個当たり 3.6 円）
4.	当該発行による 潜在株式数	普通株式 21,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 30 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 21,000,000 株です。
5.	調達資金の額	1,008,756,000 円（注）
6.	行使価額及び行使価額の 修正条件	当初行使価額は、48 円とします。 2026 年 4 月 13 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90% に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由

	を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額（本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
7. 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO 155,400 個 MAP246 16,800 個 BEMAP 37,800 個
8. 権利行使期間	2026 年 4 月 14 日（当日を含む。）から 2027 年 4 月 13 日（当日を含む。）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は 1 ヶ月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

(注) 調達資金の額は、第 16 回新株予約権の払込金額の総額に第 16 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、第 16 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての第 16 回新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第 16 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

<第 17 回乃至第 19 回新株予約権>

1. 割当日	2026 年 4 月 13 日
2. 発行新株予約権数	80,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株） 第 17 回新株予約権：25,000 個 第 18 回新株予約権：25,000 個 第 19 回新株予約権：30,000 個
3. 発行価額	総額 3,867,000 円（第 17 回新株予約権 1 個当たり 49.9 円、第 18 回新株予約権 1 個当たり 48.5 円、第 19 回新株予約権 1 個当たり 46.9 円）
4. 当該発行による 潜在株式数	普通株式 8,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 17 回新株予約権：2,500,000 株 第 18 回新株予約権：2,500,000 株 第 19 回新株予約権：3,000,000 株
5. 調達資金の額	410,367,000 円（注）
6. 行使価額及び行使価額の 修正条件	当初行使価額は、第 17 回新株予約権が 48 円、第 18 回新株予約権が 51 円、第 19 回新株予約権が 53 円です。 第 17 回乃至第 19 回新株予約権については、いずれも行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、各本新株予約権の行使価額は、各本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
7. 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての第 17 回乃至第 19 回新株予約権を機山に対して割り当てます。

8. 権利行使期間	2026年4月14日（当日を含む。）から2028年4月13日（当日を含む。）までです。
-----------	---

（注）調達資金の額は、第17回乃至第19回新株予約権の払込金額の総額に第17回乃至第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、第17回乃至第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての第17回乃至第19回新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第17回乃至第19回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

以上

別紙 5

第 2 回無担保普通社債の発行に係る払込完了に関するお知らせ

(次頁以下に添付)

各位

上場会社名 THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社  
 代表者 代表取締役社長 亀田 信吾  
 (コード3823 東証スタンダード)  
 問合せ先責任者 取締役副社長 橋本 直樹  
 電話番号 (03) 4405-5460

## 第2回無担保普通社債の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日付の取締役会決議において決議した、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といいます。)、及びBEMAP Master Fund Ltd. (以下「BEMAP」といいます。)を割当先とする第2回無担保普通社債(以下「本社債」といいます。)の発行に関して、この度、発行価額の総額(465,000,000円)の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせします。

なお、本社債の発行に関する詳細につきましては、2026年3月27日公表の「第三者割当による第16回新株予約権(行使価額修正条項付)、第17回乃至第19回新株予約権及び第2回無担保普通社債の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

### <本社債の概要>

1. 名 称	THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社第2回無担保普通社債
2. 社債の総額	金500,000,000円
3. 各社債の金額	金20,000,000円
4. 払込期日	2026年4月13日(月)
5. 償還期日	2027年4月12日(月)
6. 利率	本社債には利息を付さない。
7. 発行価額	額面100円につき金93円
8. 償還価額	額面100円につき金100円
9. 償還方法	満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。 (1) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為(以下に定義します。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。)において、承継会社等(以下に定義します。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者(以下「本社債権者」といいます。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられること

となるものをいいます。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいいます。

当社は、本（１）に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。

（２）公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付け者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付け者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。）、かつ公開買付け者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味します。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（１）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。

上記（１）及び本（２）の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記（１）の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本（２）に基づく通知が行われた場合には、本（２）の手続が適用されます。

（３）スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」といいます。）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 営業日以下 30 営業日までのいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（１）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。

（４）上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、

当社に対して請求する権利を有します。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(5) 当社の選択による繰上償還

当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。

(6) 本社債権者による繰上償還

本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が30円（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行います。）を累積5取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

10.	総額引受人	LCAO	19口
		MAP246	2口
		BEMAP	4口

以上